令和８年度　東　温　市　（愛媛県連携事業）

出産世帯奨学金返還支援事業助成金

東温市では、出産された世帯に、奨学金の返還に要した金額を補助（助成）します。

助成対象者　①～⑩を**全て満たす方**が対象となります。

① 出生児童が市内に住所を有し、申請時に出生児童と同居（養育）している方
※申請時点で市内に住民票があること
② 令和7年4月1日以降に出産した世帯
③ 大学等に進学し、その入学時又は在学期間中に奨学金の貸与を受けた方
④ 奨学金を遅滞なく返還している方
⑤ 申請時点で3ヵ月以上継続して本市の住民である方
⑥ 申請から1年以上継続して本市に居住する意思がある方
⑦ 市税等を滞納していない方
⑧ 生活保護法に基づく保護を受けていない方
⑨ 法律に規定する暴力団員等でない方
⑩ 過去に同種の補助金を受けていない方



※ 転入の方は、転入して3ヵ月経過後にお子様が0歳の場合は申請可能です。

助成対象奨学金　母子手帳発行日から児童が1歳の前日までに返還したもの

① 日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金
② 都道府県奨学金
③ 市町村奨学金
④ その他奨学金に準じるもの（自らの修学等を目的として借りた奨学金等の債務者であるもの）

※1 母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金・修学資金）については、連帯債務者として本人が返済したものに限ります。
※2 教育ローン等は対象外です。
※3 判断に迷う場合等は、市役所子育て支援課までお問合わせください。

助成金額　上限額２０万円

母子手帳発行日から対象児童が**1歳の前日**までに返還した奨学金の返還額（千円未満切捨て）となります。（上限額に達していない場合でも申請はできます。）
ただし、ご夫婦の年齢や出生時期により、対象期間が変わります。

出生日	児童出生時の夫婦の年齢	対象期間
令和7年4月1日以降	35歳以下	母子手帳発行日から1歳の前日まで
	36歳以上	令和7年4月1日又は母子手帳発行日のいずれか遅い日から1歳の前日まで

【お問い合わせ先】　※受付時間　平日8:30～17:00（土・日・祝日は除く）
東温市役所　子育て支援課　089-907-2236
東温市見奈良530番地1　東温市役所1階⑧番窓口

申請方法

申請書に必要書類を添付し、子育て支援課へ提出してください。

※申請は、1回の出産につき１回限りとなります。
※申請書は市ＨＰよりダウンロードしてください。
　子育て支援課窓口でも配布しています。

注意！
※出生日から1年を過ぎた場合は申請できません。

申請期間

児童の出生日から１年以内（１歳の誕生日の前日まで）
※転入の方は、転入して3ヵ月経過後に申請が出来ます。

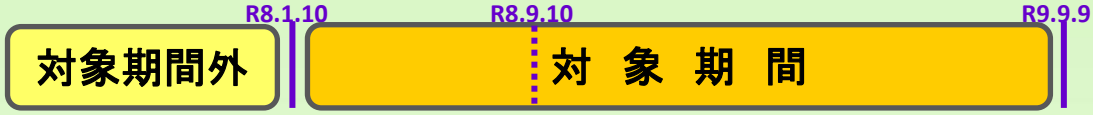
申請書類

- ☐ 東温市出産世帯奨学金返還支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ☐ 返還一覧表
- ☐ 貸与機関が発行する貸与を証する書類の写し
- ☐ 返還を証する書類（預金通帳、領収書の写し、入金一覧表等）
 ※返還者、返還日、返還額が確認できるもの
- ☐ 貸与機関が発行する返還計画の明細写し
 ※総返還回数、残返還回数、割賦金、残額等が確認できるもの
- ☐ 口座名義人・銀行名・口座番号が分かる通帳等の写し
- ☐ 運転免許証又は住民票等の写し　※配偶者が市外の場合
- ☐ 母子健康手帳　※チェックを行った後、返却します。

（市ＨＰ）

申請例

例１）母子手帳を令和8年1月10日に発行、令和8年9月10日に出産。出生日において、
夫婦とも35歳以下の世帯で、毎月12,000円を返還している場合



・令和8年1月10日から令和9年9月9日の間に返還した奨学金が対象です。
　12,000円　×　20か月　＝　240,000円　⇒　助成金200,000円

例２）母子手帳を令和7年1月3日に発行、令和7年7月1日に出産。出生日において、
夫婦どちらかが36歳以上の世帯で、毎月12,500円を返還している場合



・令和7年4月1日から令和8年6月30日の間に返還した奨学金が対象となります。
　12,500円　×　15か月　＝　187,500円　⇒　助成金187,000円

※注意事項

1．本助成金は「一時所得」のため、特別控除50万円を超えた場合は、課税されますので、確定申告等が必要となります。
2．制度内容は年度により変更になる可能性があります。最新の情報は市HPをご確認ください。